

準 備 書 面 (3)

事件名:令和7年(ハ)第4号損害賠償請求事件

令和7年9月11日作成

庄原簡易裁判所 御 中

原 告 高 野 邦夫(コウノクニオ)

被 告 津 田 廣雄(ツダヒロオ)

記

始めに、被告提出の**乙第3,4,5号証**に対する抗弁

1. **乙第4,5号証**は、「原告が郵便物を受取拒絶したという合法的事実を証するだけのもの」で重要ではない。
2. 問題は**乙第3号証**(陳述書)で、「上記供託金の受入れを証する」という文言の意味である。かりに、被告の言うように領収書だとして、原告が受諾して払渡を受けるためには**乙第1,2号証**(供託書)で足りる事になる。この点即断するには時間的暇がないので留保する。
3. ただ「法定利息が欠落しているような供託」を原告が受諾する理由がない。被告は供託金を取戻せば良い(民法第四九六条)のである。また支払い済みまで法定利息は発生する事を附記する。
4. 債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する(民法第四七三条)。極めて尤もな条文ですが、「弁済したとき」とは債権者が「現実に債権を満足させられた時」を言い、不確定な弁済供託をしたからといって債務が消滅する理由が無い。つまり、形式的審査権しかない供託官をして不実(内容虚偽)の供託書を作成させ、真正なものとして行使したという他ない。
5. **乙第1,2号証**には法定利息の記載が無い。その限りでも欺罔行為があったという他ない。

↓参 照 条 文↓

★民法第四七三条(弁済)

債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。

★民法第四九六条(供託物の取戻し)

債権者が供託を**受諾**せず、又は供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、弁済者は、供託物を取り戻すことができる。この場合においては、供託をしなかったものとみなす。

2 前項の規定は、供託によって質権又は抵当権が消滅した場合には、適用しない。

★民法第四九八条(供託物の還付請求等)

弁済の目的物又は前条の代金が供託された場合には、債権者は、供託物の**還付を請求**することができる。←**受諾**が前提

★供託法第二条[供託手続] 供託所ニ供託ヲ為サント欲スル者ハ法務大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ差出タスコトヲ要ス

以上原告 高 野 邦夫(コウノクニオ)